

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

つばさ在宅訪問介護センター

医療法人社団 白羽会

《 令和 6年 6月 1日現在 》

1. つばさ在宅 訪問介護センターの概要

(1) 事業所の概要

事業所名	つばさ在宅訪問介護センター
所在地	千葉県船橋市芝山3-10-5 つばさの杜内
電話	047-404-7147
FAX	047-401-2016
管理者	桑原 大輔
介護保険指定番号	船橋市 1270908898
通常の事業の実施地域	船橋市
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～18:00
休業日	土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日

サービス提供時間	365日・24時間 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、出来る限り利用者の要望に応えるサービス提供を行うこととする。
----------	---

(2)職員体制

()内は男性再掲

職 種	資 格	常 勤	非常勤	合 計
管理者		1名 (1)	名 ()	1名(1)
サービス 提供責任者	介護福祉士	4名(1)	名 ()	6名(2)
	実務者研修修了者	1名 ()	名 ()	
訪問介護員	介護福祉士	13名(1)	1名 ()	22名(2)
	実務者研修修了者	3名 ()	2名 ()	
	1級課程修了者	名 ()	名 ()	
	2級課程修了者	2名 ()	1名(1)	
	その他(看護師)	名 ()	名 ()	

(3)従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他管理業務

サービス提供責任者	訪問介護計画の作成、利用申込に係る連絡調整、訪問介護員に対する技術指導
訪問介護員	訪問介護サービスの実施

2. サービス内容

(1)身体介護	食事の介助 衣服着脱の介助 排泄の介助 身体の清拭・洗髪 入浴の介助 外出の介助 その他必要な身体の介助等
(2)生活援助	調理(配膳・片付けを含む) 生活必需品の買物 衣類の洗濯、補修・住居などの掃除、整理整頓 その他必要な生活の援助等

※下記のサービスは介護保険給付としてのサービスには含まれません。

◇主にご家族の利便に供する行為・ご家族が行うことが適切と判断される行為

(お客様以外のものに係る家事、ご来客の対応、自家用車の洗車・清掃等)

◇日常生活の援助に該当しないと判断される行為

(草むしり、花木の水遣り、ペットの世話、窓ガラス磨き、植木の剪定、大掃除等)

◇商品の販売や農作業等生業の援助的行為

(田植えや刈入れ、畑の手入れ・・・等)

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割をご負担いただきます。但し、介護保険の給付の範囲を超えた利用は全額、利用者様負担となります。

利用料金は、(別紙)料金表 のとおりです。

(2) 交通費

前記1の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がお訪ねするための通常の事業の実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費が必要です。

但し、自動車を利用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmにつき50円を実費として頂く場合があります。

(3) キャンセル料

ご利用料金は月額(定額)制となっておりますので、キャンセル料金は無料ですが、

急なキャンセルの場合は、下記にご連絡下さい。

●連絡先 つばさ在宅 訪問介護センター (047-404-7147)

※お客様の容体の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(4) その他

① 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担となります。

② 料金のお支払方法

毎月20日頃に前月分の請求を致しますので、27日にお引き落としまたはお振込みになります。お支払方法は、お振込みまたは口座振込にてお願い致します。

口座振替後は、領収証を発行します。

振込先口座	銀行名	千葉銀行 船橋北口支店
	口座番号	3852427
	名義	医療法人社団白羽会 理事長 永島 徳人

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申込み下さい。当事業所スタッフがお伺い致します。

訪問介護計画作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1か月前までに文書でお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

*利用者様が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合

*介護保険給付サービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)・要支援と認定された場合 (※この場合、条件を変更して再度契約することができます。)

*利用者様がお亡くなりになった場合

③ その他

*当社が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合には、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

*利用者様が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず期日までにお支払いがない場合、または利用者様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合(身体暴力(たたく等)及び、精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕をさわる、性的な発言等)及びモラルハラスメント(言葉や態度などによる、精神的な暴力や嫌がらせ等)のハラスメント行為を行い、その状態が改善されない場合は、解約をさせていただくことがあります。

5. 当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、利用者様の人格と人生観を尊重し、心身の状態を把握した上で、残存機能を活かし、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般にわたる介護・支援を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提携に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	ご希望に添えない場合もございます。
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	

6. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する管理者を選定しています。

虐待防止に関する管理者	管理者 桑原 大輔
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の利用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(6) 虐待の防止のための指針を整備すること。

7. 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や、災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を行うこととする。

8. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまんえん等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を行なうこととする。

9. 緊急時及び事故発生時の対処方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合や事故等が発生した場合には、速やかに主治医、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡を致します。また、事故等が発生した場合には、市町(保険者)等に事故報告の連絡を行います。

主治医	名称	
	氏名	
	電話番号	
家族(親族)	住所	
	氏名	
	電話番号	
居宅介護 支援事業者	住所	
	名称	
	電話番号	
保険者	住所	

10.賠償保険の加入

当社は下記のとおり損害賠償保険に加入しております。利用者様に対するサービス提供により賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
証券番号	3470943849

11.法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 白羽会
代表者役職氏名	理事長 永島徳人
所在地	千葉県船橋市駿河台1-33-8 コンフィデンス駿河台2階201号室
電話番号	047-411-1666
定款の目的に定めた主な事業	1 介護保険法による居宅サービス事業及び介護予防サービス事業 2 上記に付随する一切の業務他

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者様及びその家族に関する秘密の保持について

・事業者は、利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

・事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

・事業者は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いませぬ。また、利用者様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者様の家族の個人情報を用いませぬ。

・事業者は、利用者様及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

・事業者が管理する情報については、利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者様の負担となります。)

13. サービスに関する苦情

(1) 事業所お客様苦情担当

つばさ在宅訪問介護センター	所在地	千葉県船橋市芝山3-10-5 つばさの杜内
	TEL	047-404-7147
	FAX	047-401-2016
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 (但し、祝日、12/30～1/3を除く)
	担当者	桑原 大輔(管理者)

(2) 苦情相談等の処理体制

- ①窓口に担当者が居る場合は、直接対応します。窓口に担当者が不在時は、他職員が対応し、担当者へ報告します。
- ②苦情・相談等の内容をよく伺い、状況を詳しく把握します。
- ③担当者が必要と判断する場合には、サービス提供担当職員を中心に検討会議を開き、対応を検討します。
- ④検討会議の結果、必ず具体的な対応を迅速に行います。
- ⑤苦情対応の記録を保管すると共に改善に活用し、再発防止に努めます。

(3)その他

相談苦情窓口等	電 話
船橋市役所 介護保険課 資格給付係	047-436-2304
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	043-254-7428

14. 第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施状 況	1. あり	実施日	
		評価機関 名称	
		結果の開 示	1.あり 2.なし
	2. なし		

◆重要事項の説明を受けた人

(私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、サービス提供に同意します。)

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

上記代理人

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

利用者家族 (続柄)

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

